

奈良県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和三年一月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
音村 壮太	おとむら鍼灸整骨院 橿原市葛本町二二〇番地の四	令和三年一月一日